

九州大学において実施する新型コロナウイルス感染症に係るワクチンの接種に伴う  
業務に従事する職員に対する一時金に関する特例を定める細則

令和3年度九大就規第12号

制定：令和3年10月29日

(目的)

第1条 この細則は、九州大学において実施する新型コロナウイルス感染症に係るワクチンの接種(予防接種法(昭和23年法律第68号)附則第7条の特例規定に基づく接種。以下「ワクチン接種」という。)に伴う業務に従事する職員に対して、一時金を支給するための特例を定めるものとする。

(一時金の名称)

第2条 前条の一時金の名称は、特例一時金(ワクチン接種対応)とする。

(支給の対象)

第3条 特例一時金(ワクチン接種対応)は、別に定める基準日に本学に在職する次の各号に掲げる職員が、別に定める期間に、支給対象業務に従事した場合に支給する。

- (1) 国立大学法人九州大学職員給与規程(平成16年度九大就規第14号)の適用を受ける者
- (2) 国立大学法人九州大学再雇用職員給与規程(平成16年度九大就規第15号)の適用を受ける者
- (3) 国立大学法人九州大学有期契約職員給与規程(平成16年度九大就規第16号)の適用を受ける者
- (4) 国立大学法人九州大学パートタイム職員給与規程(平成16年度九大就規第17号)の適用を受ける者
- (5) 国立大学法人九州大学教員(年俸制)給与規程(平成23年度九大就規第6号)の適用を受ける者
- (6) 国立大学法人九州大学特定プロジェクト教員等給与規程(平成27年度九大就規第7号)の適用を受ける者
- (7) 国立大学法人九州大学職域限定職員給与規程(平成29年度九大就規第31号)の適用を受ける者

(支給額)

第4条 特例一時金(ワクチン接種対応)の支給額は、次の各号に掲げる額とする。

- (1) 予診、予診票確認、接種又は状態観察のいずれかに従事した者のうち、医師免許を有する者  
当該勤務1時間につき10,000円
- (2) 予診票確認、接種又は状態観察のいずれかに従事した者のうち、歯科医師免許、看護師免許、保健師免許、診療放射線技師免許、臨床検査技師免許、衛生検査技師、臨床工学技士免許、理学療法士免許、作業療法士免許、視能訓練士免許、言語聴覚士免許、歯科衛生士免許又は歯科技工士免許を有する者  
当該勤務1時間につき7,000円
- (3) 薬液充填又は薬液配布に従事した者
  - イ 当該業務に終日従事した場合 勤務した日1日につき12,000円
  - ロ 当該業務に半日従事した場合 勤務した日1日につき7,000円
- (4) 受付、誘導その他の接種会場運営における業務に従事した者(前各号に掲げる者を除く。)
  - イ 当該業務に終日従事した場合 勤務した日1日につき5,000円
  - ロ 当該業務に半日従事した場合 勤務した日1日につき3,000円

(支給)

第5条 特例一時金（ワクチン接種対応）は、第3条各号で定める支給日に支給する。

(雑則)

第6条 この細則に定めるもののほか、特例一時金（ワクチン接種対応）の支給に関し必要な事項は、総長が別に定める。

附 則

この細則は、令和3年11月1日から施行する。